

平成30年 3月23日 招集

平成30年門真市教育委員会第3回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第3回定例会
 平成30年3月23日（金）午後3時
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第1号	臨時代理による事務処理の承認について （平成30年度門真市少人数学級編制等の実施に係る任期付市費負担教員の任用について）	1
第4	承認第2号	臨時代理による事務処理の承認について （平成30年度門真市立学校管理職人事について）	3
第5	議案第6号	門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正について	6
第6	議案第7号	門真市教育委員会公印規則の一部改正について	8
第7	議案第8号	門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の一部改正について	11
第8	議案第9号	門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について	13
第9		諸報告	15

承認第1号

臨時代理による事務処理の承認について
(平成30年度門真市少人数学級編制等の実施に係る任期付市費
負担教員の任用について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成30年度門真市少人数学級編制等の実施に係る任期付市費負担教員の任用に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成30年3月23日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

承認第2号

臨時代理による事務処理の承認について
(平成30年度門真市立学校管理職人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成30年度門真市立学校管理職人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求め
る。

平成30年3月23日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

議案第6号

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会
規則の一部改正について

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求めらる。

平成30年3月23日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

平成29年4月1日付け機構改革に伴い、門真市教育委員会点検・評価検討委員会の委員の定数を変更するとともに、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部改正に伴い、門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会を廃止するにつき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部を改正する規則

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第2条—第4条関係）						別表（第2条—第4条関係）					
名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関	名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
略						略					
門真市教育委員会 点検・評価 委員会	委員 長 副委員 長	2人 以内	略			門真市教育委員会 点検・評価 委員会	委員 長 副委員 長	3人 以内	略		
） 略						） 略					
						門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会	委員 長 副委員 長	8人 以内	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	2年	教育部 社会教育課
備考 略						備考 略					

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第7号

門真市教育委員会公印規則の一部改正について

門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成30年3月23日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

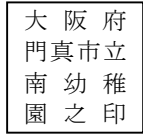
提案理由

門真市立南幼稚園の廃園に伴い、門真市立南幼稚園に係る公印を廃止するにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前								
別表第1（第3条関係）							別表第1（第3条関係）								
番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	使用区分	保管者	番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	使用区分	保管者
}							略								
10								10	大阪府門真市立南幼稚園之印	てん	24	つげ	1	南幼稚園名をもつてする文書用	南幼稚園長
}							略								
10								10							
}							略								
13								13	大阪府門真市立南幼稚園長之印	てん	21	つげ	1	南幼稚園長をもつてする文書用	南幼稚園長
}							略								
13								13							
}							略								
}							略								
別表第2（第3条関係）							別表第2（第3条関係）								
番号	印影（ひな形）		名称				番号	印影（ひな形）		名称					
}							}								
10							10			大阪府門真市立南幼稚園之印					
}							略								
10							10-2			略					

改正後		改正前	
<p style="text-align: center;">略</p>		略	
		13	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">大阪府 門真市立 南幼稚園 長之印</td> <td style="text-align: center;">大阪府門真 市立南幼稚 園長之印</td> </tr> </table>
大阪府 門真市立 南幼稚園 長之印	大阪府門真 市立南幼稚 園長之印		
13	略	13—2	略
略		略	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 8 号

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、
勤務条件等に関する条例施行規則の一部改正について

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則（平成25年門真市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成30年 3 月23日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則（平成25年門真市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第9号

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和62年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成30年3月23日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市立南幼稚園の廃園及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和62年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(幼稚園の定員) 第2条 幼稚園の定員は、次の表のとおりとする。			(幼稚園の定員) 第2条 幼稚園の定員は、次の表のとおりとする。		
名称	定員		名称	定員	
	小学校就学前 2年の幼児	小学校就学前 1年の幼児		小学校就学前 2年の幼児	小学校就学前 1年の幼児
略			南幼稚園 60人 70人 略		
(休業日) 第9条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号） <u>第29条第1項</u> に規定する幼稚園の休業日は、 <u>次に掲げるとおりとする</u> 。 (1)～(4) 略 2 略			(休業日) 第9条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号） <u>第29条</u> に規定する幼稚園の休業日は、 <u>次の各号に掲げるとおりとする</u> 。 (1)～(4) 略 2 略		

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	門真市在日外国人教育推進事業補助金交付要綱の一部改正について
2	平成29年度末・30年度当初における教職員人事異動の概要について
3	「第7回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について
4	市立公民館まつりの結果について
5	市立文化会館ふれあいまつりの結果について
6	門真市就学前教育・保育共通カリキュラムの策定について